

仕様書

令和8年度那覇市指定もやすごみ袋（取っ手付き）

製造請負業務（令和8年6月～令和8年8月）

那覇市環境部環境政策課

1 品名

那覇市指定もやすごみ袋（取っ手付き）
（以下「指定ごみ袋」という。）

2 業務内容

指定ごみ袋の製造、保管、配送、納品等

3 契約期間

契約を締結した日～令和8年（2026年）8月31日

（※納品対応月は令和8年（2026年）6月1日～令和8年（2026年）8月31日）

4 仕様

（1）材質

高密度ポリエチレン

※再生原料を使用する場合は、

- ①原料の10パーセント以下の使用量とする。
- ②再生原料は、自社の製造段階で発生した損失分を使用する。
- ③内部を確認できる透明性を確保しているか、事前に市の許可を得る。

（2）品名（種類）、規格（タテ×ヨコ×厚さ）及び参考枚数

品名（種類）	規格（タテ×ヨコ×厚さ）	参考枚数
もやすごみ袋（大）取っ手付き	860 mm×670 mm×0.025 mm	399,000
もやすごみ袋（中）取っ手付き	780 mm×500 mm×0.025 mm	282,000
もやすごみ袋（小）取っ手付き	650 mm×400 mm×0.025 mm	101,500

※上記「規格」の「タテ」は取っ手部分を含み、「ヨコ」はまち部分を含むものとする。

※上記「規格」は、製造工程や材質の性格を考慮し、若干の誤差は許容するものとする。

※上記「参考枚数」は、前年度製造枚数実績等から算出した参考値であり、製造を契約する枚数ではない。実際に製造する枚数は、受注状況によって増減することに注意すること。

（3）指定ごみ袋の色

半透明

（4）指定ごみ袋の印刷

①デザイン

本市が指定する内容で、版を作成すること。

原案となるデザインは別紙のとおりとし、市章その他必要な文字を記入すること。なお、詳細については本市と受注者で協議の上、決定するものとする。

なお、作成するときは、本市の校正を受けること。

②版

本市の校正を受けた版を作成したときは、紙やフィルムに印刷して、本市に提出すること。

③印字の色

印字に使用する色は、事前に本市と協議の上、決定するものとする。

なお、使用する顔料及びインクは、NL規制に準拠し、耐候性、耐熱性、耐移行性及び耐溶剤性に優れ、カドミウム、鉛、水銀、ヒ素、クロム等の有害な重金属及び塩素化芳香族炭化水素のハロゲン化合物を含まないものとする。

(5) 梱包

指定ごみ袋を10枚1組で外装袋に梱包すること。

(6) 外装袋

①材質、色、印刷については指定ごみ袋と同様の取扱いとする。

②寸法

指定ごみ袋の各規格(大・中・小)に応じ、各々10枚が入る大きさとする。

③形状

表部分の下部に半月状のミシン目を入れ、指定ごみ袋を1枚ずつ円滑に取り出せる取り出し口を設けること。

5 梱包

(1) 規格

1袋当たり指定ごみ袋10枚1組が入った外装袋を、50袋単位で梱包箱に入れること。

(2) 表示

梱包箱には、指定ごみ袋の品名(種類)、数量等を外部に表示し、梱包内容が確認できるようにすること。その他必要事項があれば記載すること。

6 納品

(1) 納期

本市又は本市が委託する指定店から発注があった場合は、原則、発注日から1週間以内に納品すること。

(2) 場所

本市又は本市が委託する指定店とする。

(3) その他

①納期、数量等については、事前に納品先と十分に調整を行うこと。

②納品の際は、納品場所で荷降ろしを行うこと。

③納品後は、納品日、数量等を記載した納品を証する書類を発注先に発行すること。また、原則として毎週水曜日に前週分の納品実績、毎月第1営業日に前月分の納品実績を本市に報告すること。ただし、契約期間の最終週及び最終月については、契約期間の最終営業日に当週及び当月の納品実績を本市に報告すること。

④納品に関して疑義が生じたときは、本市と協議の上、本市の指示に従うこと。

7 不適合品等の対応

(1) 請負者は、製造物責任法第2条第3項に規定する「製造業者等」として同法第3条に規定する損害賠償責任が発生した場合は、誠意を持って対応すること。また、その他関係法令を遵守すること。

(2) 請負者は、納品した指定ごみ袋に不適合品等を発見した場合は、請負者の負担により、直ちに当該不適合品等は無償で交換するなど、適切な措置を講じるとともに、速やかに本市に報告すること。

(3) 請負者は、市民等から指定ごみ袋の不適合品等について連絡又は苦情があったときは、請負者の負担により、直ちに当該不適合品等は無償で交換するなど、市民等に誠意を持って対応し適切な措置を講じるとともに、速やかに本市へ報告すること。

8 版の取扱い

(1) 本仕様並びに本市が指示した事項及び本市と協議の上で決定した事項に従って製造した版の権利は、本市に帰属するものとする。

- (2) 請負者は、製造した版の電子データを本市に納品すること。
- (3) 請負者は、指定ごみ袋の製造に使用した版を契約期間終了後の2年間保管し、保管期間終了後は速やかに破壊し、破棄すること。また、破壊した旨を証明するために、本市に破壊した様子の写真を提出すること。ただし、契約期間終了後から2年以内に新たに契約を締結した場合は、従前の契約時から印刷内容に変更がない場合に限り、同一の版を改めて使用することができるものとする。

9 製造

- (1) 請負者は、本件業務を第三者に委託してはならない。ただし、本市の承諾を受けたときは、この限りでない。
- (2) 請負者は、指定ごみ袋を県内で製造しなければならない。「県内で製造する」とは、県内でポリエチレン原料から指定ごみ袋を製造することをいう。なお、可能な限り、指定ごみ袋には県産品マークを印字すること。
- (3) 請負者は、指定ごみ袋の製造以外の工程を第三者に委託するときは、事前に本市の許可を得ること。

10 費用

指定ごみ袋の製造に係る費用は、製造から納品までに係る一切の費用を含むものとする。

11 労働関係法規の遵守

請負者は、業務の実施にあたって、労働基準法等関連する法令を遵守しなければならない。特に、業務にあたる者に対する賃金不払いや最低賃金未満での雇用がないようにすること。

現行



案：那覇市指定ごみ袋 もやすごみ



現行の7分の1程度のインク使用

※ 小袋および特小袋は現行のデザインとし、大袋および中袋は案のデザインとする。

もやさないごみ袋（平型）、もやすごみ袋（取っ手付き）についても同様の内容とする。